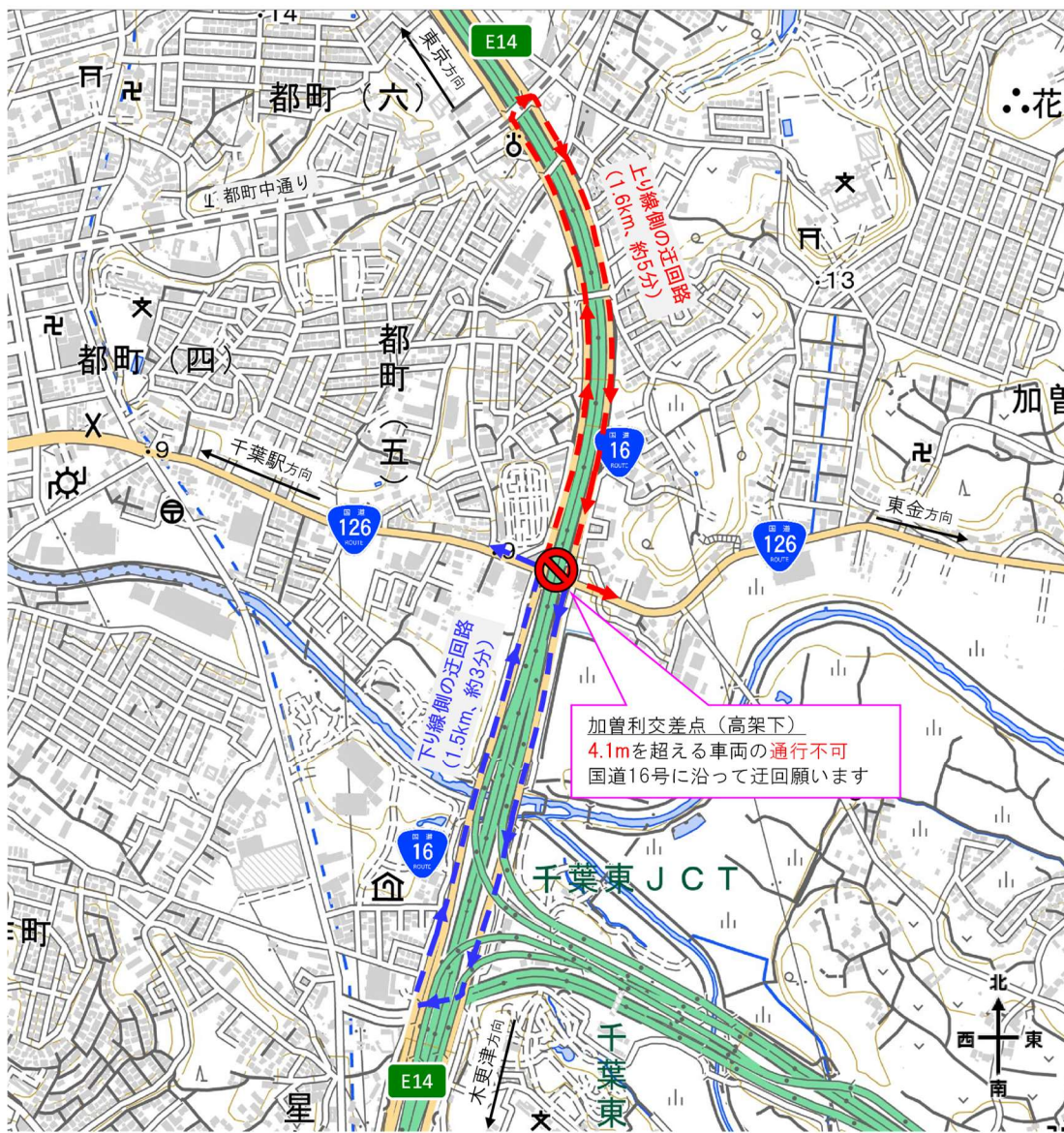


国道126号 加曾利高架橋（京葉道路交差部） 通行車両の高さ制限のお知らせ

下記のとおり通行車両の高さ制限を行いますのでお知らせいたします。
高さ4.1mを超える車両については、規制時の迂回路のご協力をお願いいたします。

規制場所	国道126号
規制内容	高さ4.1mを超える車両通行禁止（※4.1m以下の車両は通行可能）
規制期間	令和6年12月10日（火）～令和7年12月19日（金）
規制時間	終日（24時間）
備考	※高さ4.1mを超える車両は、迂回路をご利用いただくようお願いいたします。 ※迂回路は推奨ルートであり、すべての車両が通行可能とは限りません。

規制区間・迂回路のご案内



◎通行規制に関する問い合わせ先

東日本高速道路株式会社 関東支社 市原管理事務所 改良Ⅱ 川島 TEL : 0436-21-4982

ご理解とご協力をお願いいたします。

位置図（加曽利高架橋）



桁下規制区間（加曾利高架橋）

